



家事使用人に係る災害補償・労災保険適用について

論点案

【論点①】 労働基準法における災害補償責任を家庭が負うことをどう考えるか。また、労災保険法等を適用する場合、事業主として責任を負うのは誰か。

【論点②】 仮に、労災保険法等を強制適用する場合、どのようなことに留意して制度設計をすべきか。

「家事使用人」について

労働基準法、労災保険法の適用が除外されている「家事使用人」

- 「家事使用人」については労基法の適用除外とされており、この「家事使用人」とは、個人宅に出向き、私家庭において家事使用人を使用する私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のことをいう。ただし、法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者を含む。（労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日公表））。

（参考）労働基準法

（定義）
第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

（適用除外）

第116条 （略）

② この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

「家事使用人の労働の態様は、各事業における労働とは相当異なったものであり、各事業に使用される場合と同一の労働条件で律するのは適当ではないため、これまで労働基準法の適用除外とされてきた。」（厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 下-労働法コンメンタール3-」 P1158）

- 労災保険法は、労基法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。
- 労基法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

（参考）労災保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」

（厚生労働省労働基準局労災管理課編 「八訂新版 労働者災害補償保険法 労働法コンメンタール5-」 P87）

事業とは、企業を指すものではなく、工場、鉱山、事務所のごとく、経営組織として独立性をもった最小単位の経営体（Betrieb）をいい、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる作業の一体と認めることができれば、これを事業として扱うこととしている。（昭22年9月11日付基発第36号）

家事サービスの提供形態と労働基準法・労災保険法の適用関係

○ 家事使用人については、これまで労基法の適用除外とされてきたが、今般、労働基準関係法制研究会でとりまとめられた報告書（令和7年1月8日公表）において、労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきとされた。

類型		関係図	労基法の適用	労災保険法の適用
家事代行サービス事業者（雇用）			○	○
家事使用人（私家庭に雇用）	私家庭と直接契約		×	×
	職業紹介経由で契約		×	×
家事代行サービス事業者（個人請負）			×	×

※ その他、派遣元事業主と私家庭の労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主と雇用関係にある派遣労働者が私家庭に派遣され、私家庭の指揮命令によって業務に従事するケースもあり得る。

労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日公表）の概要

○ 現在では、住み込みの使用人という働き方をする家事使用人は減少しており、実質的な働き方が、一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたこと等から、家事使用人のみを特別視して労働基準法を適用除外すべき事情は乏しくなってきた。

○ 家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討することが考えられる。

○ 私家庭において家事使用人を使用する私人に対して使用者責任を負わせ、私家庭内に国家的な監督・規制を及ぼすことの是非や、どのようにその履行を確保するかなど課題も多く、慎重な検討が必要である。

○ 上記を踏まえ、家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきである。

【論点①】 労災保険法等を適用する場合、事業主として責任を負うのは誰か。

【論点②】 仮に、労災保険法等を強制適用する場合、どのようなことに留意して制度設計をすべきか。

1. 労働保険徴収法に規定する事業主の責任

保険関係の成立 の届出等	○適用事業の事業主は、事業が開始された日に労災保険の保険関係が成立し、保険関係が成立した日から10日以内に事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。 (徴収法第4条の2)
概算保険料・ 確定保険料の 申告・納付 【年度更新】	○事業主は、毎保険年度6月1日から40日以内に当該保険年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（概算保険料）を納付しなければならない。（徴収法第15条第1項） ○事業主は、毎保険年度6月1日から40日以内に前保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料（確定保険料）を申告し、上記で納付した概算保険料が確定保険料の額に満たない場合はその不足額を納付しなければならない。（徴収法第19条第1項及び第3項）
未納付の 保険料・追徴金 の納付	○未納付の保険料がある場合には、政府は納付すべき労働保険料額を事業主に通知し、事業主は通知から15日以内に当該労働保険料及び追徴金を納付しなければならない（徴収法第15条第4項、第19条第5項及び第21条第1項）

◆徴収法の規定による徴収金（労働保険料、追徴金等）の納付をしない者に対して、政府は督促及び滞納処分を行う。（徴収法第27条）

◆督促による納期限の翌日からその完納又は財産差押えの前日までの期間の日数に応じ、政府は延滞金を徴収する。（徴収法第28条1項）

2. 労災保険法に規定する事業主の責任

事業主からの 費用徴収	○政府は、次のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度において、保険給付に要した費用の金額の全部又は一部を事業主から徴収できる。（労災保険法第31条第1項） ・事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届出をしていない期間中に生じた事故 ・事業主が一般保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る）中に生じた事故 ・事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故
その他の関連する義務	
使用者の報告・ 出頭	○行政庁は、労働者を使用する者に対して、この法律の施行に関し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。 (労災保険法第46条)
立入検査	○行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（労災保険法第48条第1項）

◆上記の規定（その他の関連する義務）に反し、報告せず若しくは虚偽の報告等をした場合、または当該職員の質問に対して答弁せず若しくは検査の拒否等を行った場合は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（労災保険法第51条）

(参考) 労働保険事務組合

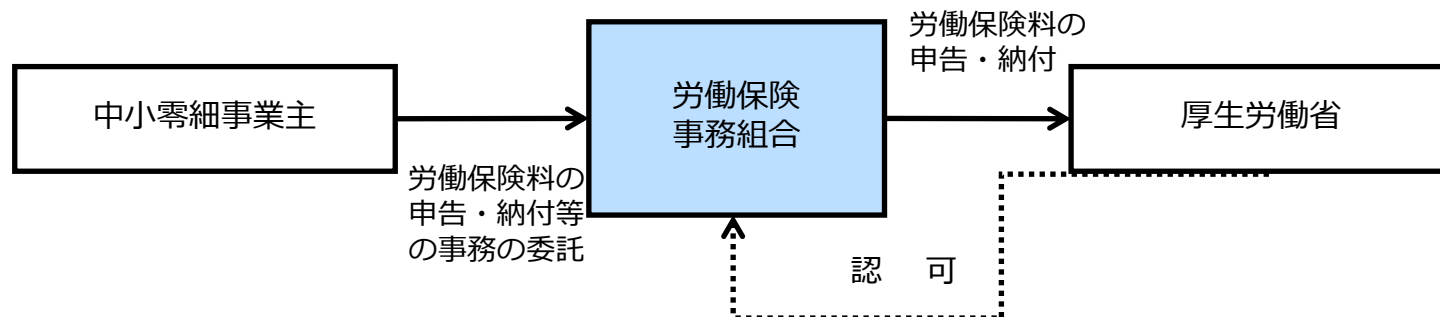
- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和5年度末実績)

事務組合数	9,043組合
委託事業数	約141万事業（全適用事業場に占める割合：41%）

(参考) 家事使用人に係る業務上災害の状況

2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

- 「業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるか」について「**はい（業務中の病気やけがなどの経験がある）**」と回答した者は**15.2%**。
- それらの者のうち「病気やけがなどの内容」（複数回答）は、「骨折・ヒビ」（27.1%）、「切傷」（26.4%）、「腰痛」（26.4%）、「打撲」（24.4%）が他と比べ高い割合となっている。
- 「けがの発生時点」（複数回答）は、「掃除中」（29.7%）が最も高く、次いで「通勤時」（23.8%）、「調理中」（18.8%）などとなっている。

図7-3 業務中に経験した病気やけがなどの内容（MA、単位＝％）

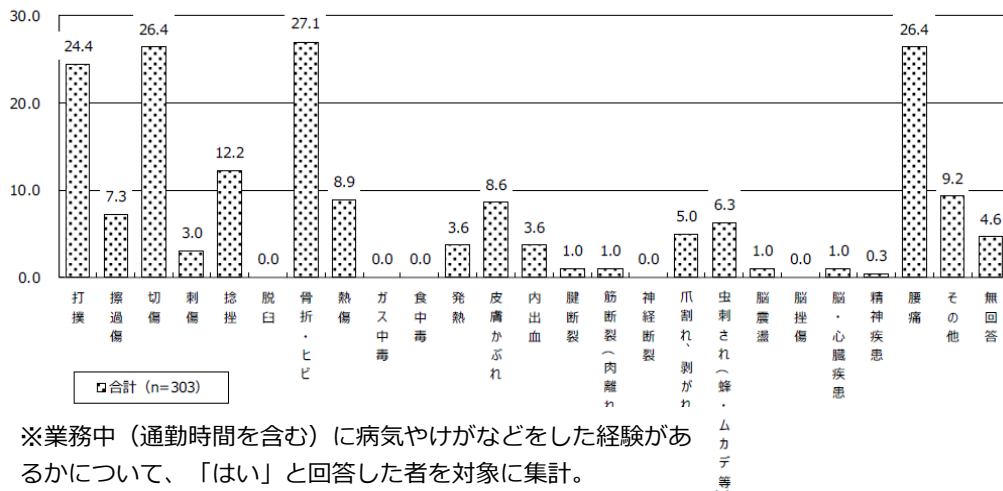
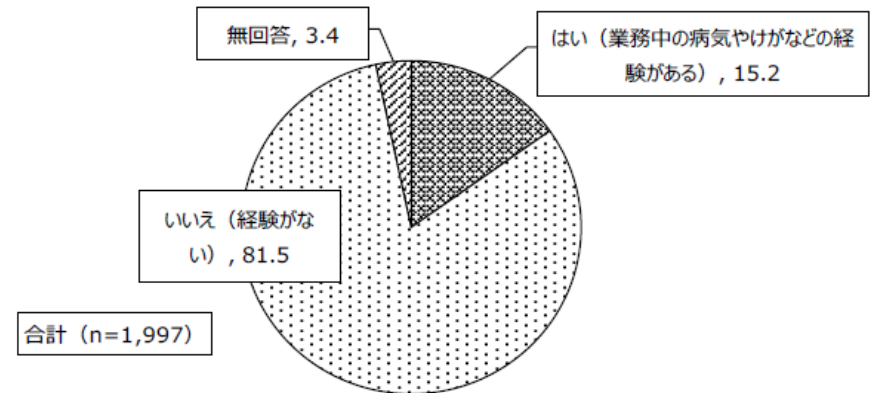
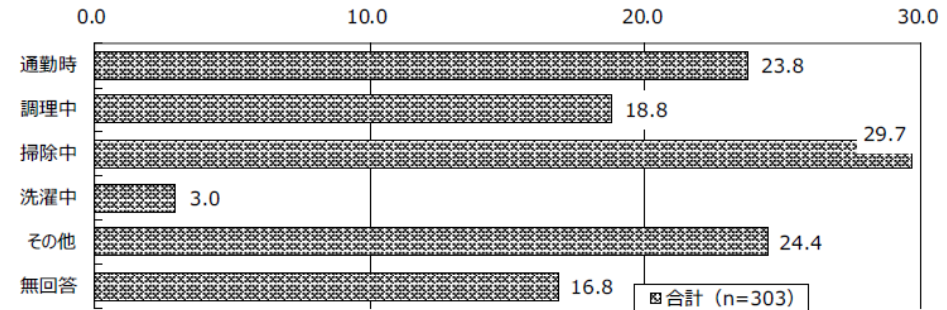


図7-1（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか（SA、単位＝％）



図表 7-4 業務中に経験したけがの発生時点（MA、単位＝％）



※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

(参考) 家事使用人に係る特別加入の状況・業務上災害の補償状況について

<特別加入の状況>

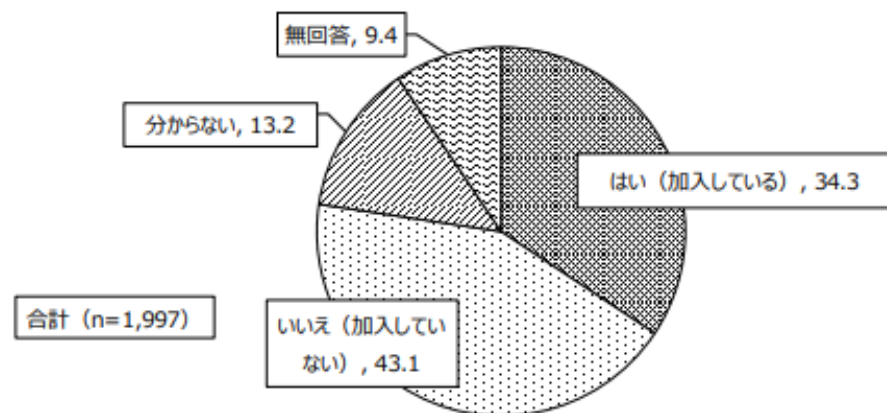
- 「労働者災害補償保険事業年報（以下「年報」）」によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」として特別加入している者は、令和5年度で1,714人（令和4年度1,848人）となっている。
- 2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、労災保険に特別加入している割合は34.3%。

<業務上災害・通勤災害の補償状況>

- 業務上災害・通勤災害の補償状況に関しては、年報によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」について「療養補償給付」「休業補償給付」「障害補償一時金」「年金等給付」の給付実績が見受けられる。

<特別加入の状況>

図表 8-1 労災保険の特別加入の有無(SA、単位=%)



(出典) 労働政策研究・研修機構

『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』
(2023年)

<業務上災害・通勤災害の補償状況>

給付の種類	実績（支給件数）
療養補償給付	令和4年度 152件 令和5年度 74件
休業補償給付	令和4年度 16件 令和5年度 22件
障害補償一時金	令和4年度 1件 令和5年度 0件
年金等給付	令和4年度 20件 令和5年度 18件

(出典) 厚生労働省労働基準局

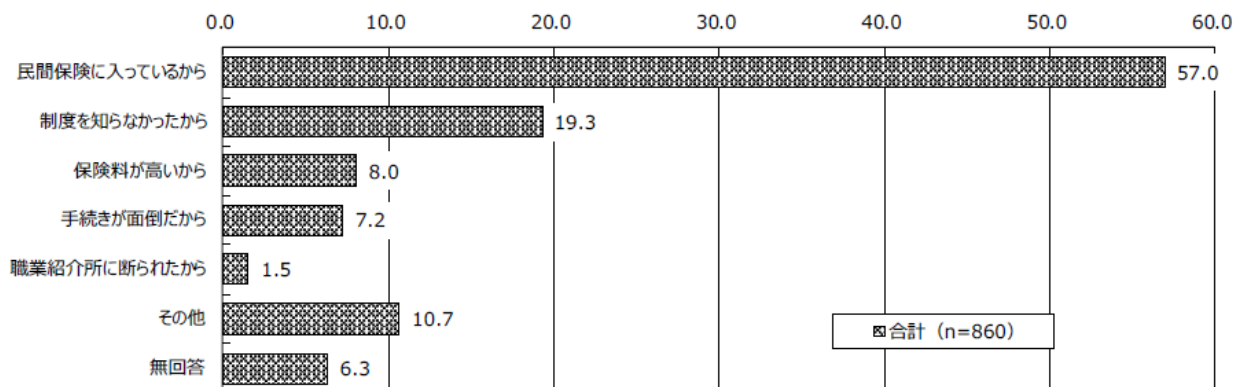
『令和5年度労働者災害補償保険事業年報』
『令和4年度労働者災害補償保険事業年報』

(参考) 労災保険に加入しない理由と民間保険の加入状況

2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

- 労災保険に特別加入していない理由として最も多いのは「民間保険に入っているから」（57.0%）、次いで「制度を知らなかったから」（19.3%）となっている。

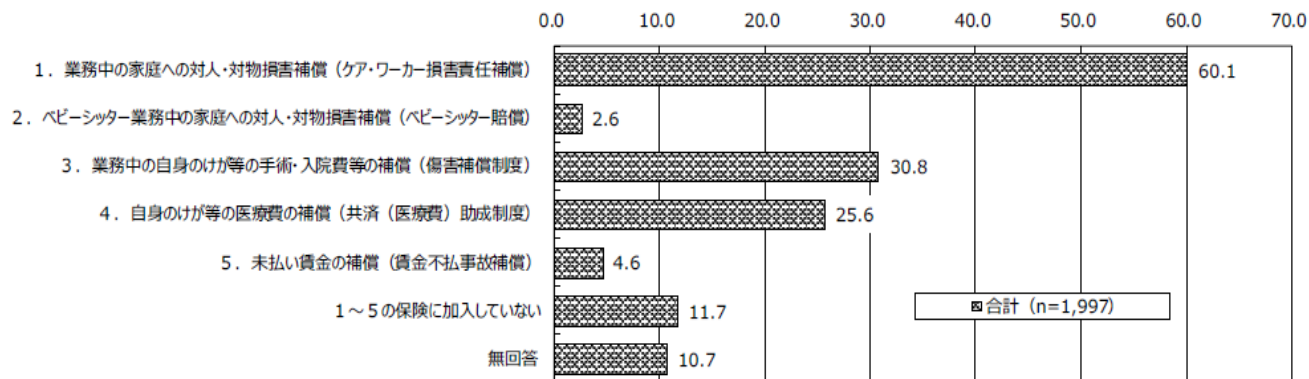
図8-2 労災保険に特別加入していない理由（労災保険特別加入をしていない者対象）（MA、単位=%）



※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「いいえ」と回答した者を対象に集計。

- 民間保険のうち「業務中の自身のけが等の手術・入院費等の補償（傷害補償制度）」に加入しているものは30.8%、「自身のけが等の医療費の補償（共済（医療費）助成制度）」に加入しているものは25.6%となっている。

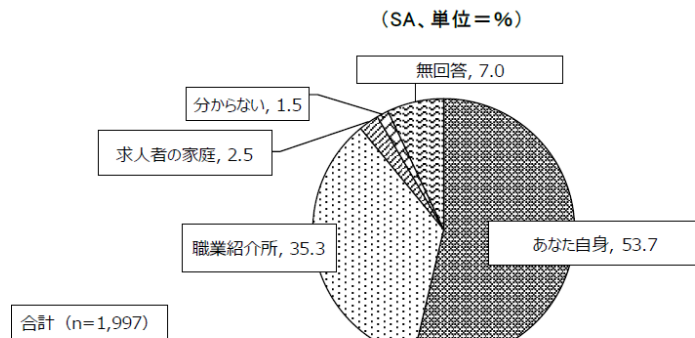
図8-4 民間保険加入状況（MA、単位=%）



（参考）家事使用人に係る保険料の負担

- 2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、一般に本人が負担している特別加入の保険料について、「職業紹介所」が負担していると認識している者は35.3%であった。

図表 8-3 労災保険特別加入の保険料は誰が負担しているかに対する認識（労災保険特別加入をしている者対象）

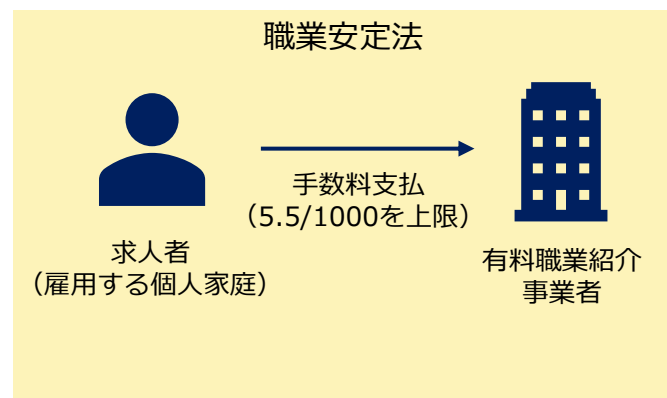


※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「はい」と回答した者を対象に集計。

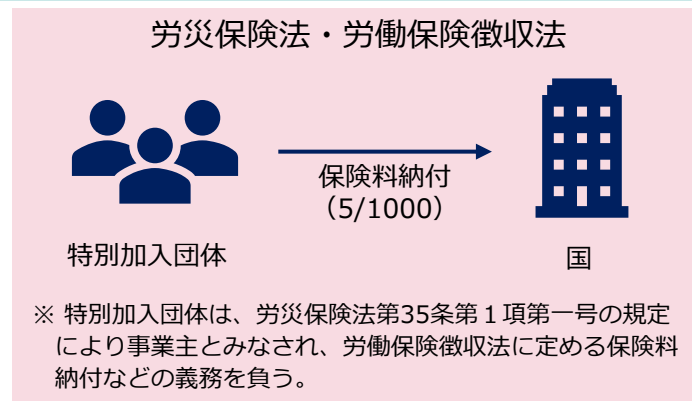
（出典）労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）

- 家事使用人については、職業安定法及び同施行規則により、有料職業紹介事業者が求人者（雇用する個人家庭）から特別加入の保険料に充てるべきものを別途徴収できることとなっている。
- これは有料職業紹介事業者に求職登録されている家事使用人については、職業紹介により個人家庭に雇用されるものであり、労基法の適用は除外されているが、雇用主である個人家庭から特別加入の保険料に充てるべきものを徴収できるよう措置を講じたもの。

<イメージ>



保険料相当分の支払



（参考）家事使用人に係る保険料の負担（職業安定法等の規定）

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

（手数料）

第32条の3 第30条第1項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
- 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合

○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

（法第32条の3に関する事項）

第20条 法第32条の3第1項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

2～3（略）

4 有料職業紹介事業者は、法第32条の3第1項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項第三号の第2種特別加入保険料（以下この項及び別表において「第2種特別加入保険料」という。）に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第2種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額以下としなければならない。

別表抜粋（第20条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
第2種特別加入保険料に充てるべき手数料	支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額	徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。